

訪問型サービス費(独自)

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 事業所と同建物の利用 者又はこれ以外の同 一建物の利用者20 人以上にサービスを行 う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域における 小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)							
(1)週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 1,176単位			事業所と同建物の利用 者又はこれ以外の同 一建物の利用者20 人以上にサービスを行 う場合 ×90/100			
(2)週2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 2,349単位			事業所と同一建物の 利用者50人以上に サービスを行う場合 ×85/100			
(3)週に2回を超える程度の場合	要支援2 3,727単位			正当な理由なく事業所 と同一の建物に居住 する利用者の割合が 100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物 の利用者50人以上に サービスを行う場合を 除く) ×88/100			
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)							
(1)標準的な内容の指定相当訪問型 サービスである場合	事業対象者・要支援1・2 287単位	-1/100	-1/100		+15/100	+10/100	+5/100
(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間が20分以上45分未満 の場合	事業対象者・要支援1・2 179単位						
(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間が45分以上の場合	要支援2 220単位						
(3)短時間の身体介護が中心である 場合	事業対象者・要支援1・2 163単位						
ハ 初回加算 (1月につき +200単位)							
ニ 生活機能向上連携加算							
(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)							
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)							
ホ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))							
ヘ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからホ までにより算定した単 位数の合計			
(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×270/1000)							
(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×287/1000)							
(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×249/1000)							
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×266/1000)							
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×207/1000)							
(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×170/1000)							

支給限度額管理の対象の算定項目

「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び

「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※単位数については、国が規定する単位数を勘案する。